

9. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

※1日あたりの報酬となります

※（ ）内が旧単位となります

基本報酬の改定点					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(Ⅰ) 1ユニット	764単位 (761)	800単位 (797)	823単位 (820)	840単位 (837)	858単位 (854)
(Ⅱ) 2ユニット以上	752単位 (749)	787単位 (784)	811単位 (808)	827単位 (824)	844単位 (840)
	要支援2				
(Ⅰ) 1ユニット	760単位 (757)				
(Ⅱ) 2ユニット以上	748単位 (745)				

※新型コロナ対応の時限措置として、2021年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数が加算されます

各種加算の改定点		
(1) 加算の新設		
名称	区分：単位数	詳細
生活機能向上連携加算	(Ⅰ)：100単位/月	<p>○ 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。</p> <p>○ 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。</p>
栄養管理体制加算	30単位/月	<p>○ 管理栄養士（外部※との連携含む）が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うこと</p> <p>※ 他の介護事業所、医療機関、介護保険施設、日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」。ただし、介護保険施設については、常勤で1以上又は栄養マネジメント強化加算の算定要件の数を超えて管理栄養士を配置している施設に限る。</p>
科学的介護推進体制加算	40単位/月	<p>以下のいずれの要件も満たすことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)：22単位/回	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上

(2) 加算の改定

名称	現行	改定後
看取り介護加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡日以前4～30日以下 144単位/日 ・ 死亡日以前2日又は3日 680単位/日 ・ 死亡日 1,280単位/日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡日以前31日～45日以下：72単位/日 ・ 死亡日以前4～30日以下：144単位/日 ・ 死亡日以前2日又は3日：680単位/日 ・ 死亡日：1,280単位/日 <p><u>(施設基準)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看取り指針を定め、入居の際に、利用者等に対して内容を説明し、同意を得る ・ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取りの実績等を踏まえ、看取り指針の見直しを実施 ・ 看取りに関する職員研修の実施 <p><u>(利用者基準)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者 ・ 医師、看護職員、介護支援専門員等が共同で作成した介護計画について説明を受け、その計画に同意している者 ・ 看取り指針に基づき、介護記録等の活用による説明を受け、同意した上で介護を受けている者 <p><u>(その他の基準)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療連携体制加算を算定していること ・ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと
医療連携体制加算	<ul style="list-style-type: none"> (Ⅱ)：49単位/日 (Ⅲ)：59単位/日 	<p><u>(看護体制要件)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。 (Ⅱ) ・ 事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置していること。 (Ⅲ) ・ 事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること(Ⅱ・Ⅲ) <p><u>(医療的ケアが必要な者受入要件)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が1人以上であること。 (1)喀痰(かくたん)吸引を実施している状態 (2)経鼻胃管や胃瘻(ろう)等の経腸栄養が行われている状態 (3)呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 (4)中心静脈注射を実施している状態 (5)人工腎臓を実施している状態 (6)重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 (7)人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 (8)褥瘡に対する治療を実施している状態 (9)気管切開が行われている状態 <p><u>(指針の整備要件)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
生活機能向上連携加算	200単位/月	(Ⅱ)：200単位/月

<p>口腔・栄養スクリーニング加算</p>	<p>栄養スクリーニング加算 5単位/回</p>	<p>20単位/回 ○ 介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること（※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可）</p>
<p>サービス提供体制強化加算</p>	<p>(I) イ：18単位/回</p>	<p>(II)：18単位/回</p>
	<p>(I) ロ：12単位/回 (II)：6単位/回 (III)：6単位/回</p>	<p>(III)：6単位/回 以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士50%以上 ② 常勤職員75%以上 ③ 勤続7年以上30%以上</p>

※社会保障審議会（介護給付費分科会）資料より抜粋